

JAL愛媛原告を支える会



ニュース



発行：JAL不当解雇とたたかう愛媛原告を支える会
連絡先：愛媛自治労連会館3F愛媛労連内
松山市三番町8-10-2 Tel 089-945-4526

私も応援します

新日本婦人の会 愛媛県本部事務局長
水野真理子

日本航空（JAL）の不当解雇は、どこからどう考えても到底許すことはできません。報道されていることだけでなく、原告団の方から具体的な話を聞けば聞くほど、道理のない身勝手なJALの姿勢を「絶対に許せない！」との思いが強くなります。今でさえ、いつリストラされるかわからない、仕事を続けることができるのかと不安を抱えながら、必死に働いている現状です。首切り自由の社会を子どもたちに残すわけにはいきません。

愛媛の原告団は3人の女性です。私たちの先輩も男女平等や女性の地位向上めざして長年運動してきましたが、まだまだ、隠された差別や不利益が残されています。いつも笑顔を決やさず、細やかな心配りをしながらハードな仕事をこなしてきた原告団の3人に、心から笑える日が1日も早く来るよう、男女ともに安心して働き暮らしていけるよう、この裁判の勝利まで一緒に知恵と力を合わせていきましょう。

安全基盤崩す

ベテラン乗務員の解雇

航空法第1条には「輸送の安全を確保するとともにその利用者の利便の増進を図る」と定められており、役職に関係なく航空で働く全ての者は、これを遵守しなければなりません。先進国では例を見ないベテラン乗務員の解雇は「安全の基盤を崩す」ことになり、航空法の趣旨にも反すると言えるのではないのでしょうか？

現在、ドリームライナーと呼ばれる新機材B787が重大なトラブルのため、全世界で運航停止になっていきます。飛行機は小さなトラブルが取り返しのつかない重大事故に繋がりがかねません。稲盛名誉会長の言う「利益なくして安全なし」ではなく「安全なくして利益なし」であることが計らうも証明されてしまいました。

昨年11月27日、通信労組の重見幸春事務局長をはじめ労働運動の経験豊富な11名の方々を世話人として「支える会」を結成していただきました。愛媛出身の私達原告3名（大池ひとみ、一宮齊子、林恵美）は、心からの感謝とともに、1日も早く職場復帰し「安全と公共性」を第1とした日本航空の真の再建のため、全力で闘う決意を新たにしております。

2010年大晦日の無法解雇から丸2年が経ち、裁判は東京地裁の悪夢のような不当判決から東京高裁へ移っています。142名の原告団は、必ず逆転勝利を勝ち取るため、国内外での取り組みに全力を挙げていきます。皆様の物心両面にわたる一層のご支援を心からお願ひ申し上げます。

高裁逆転勝利めざし全力

松山市出身
原告 林 恵美

「愛媛原告を支える会」結成以降

8団体・19人 から加入・更新いただきました

昨年11月27日のJAL愛媛原告を支える会結成以降、会からの訴えにも応えていただき、昨年末までに、8団体・19人の「全国の支える会」への加入・更新をいただきました。（12月末累計加入者数180名）

また、年末カンパのお願いに対し、6団体から、25,000円のカンパをいただきました。心より御礼申し上げます。

高裁署名のお願い

東京高裁へ公正な判断を求める署名に取り組んでいます。1人・1団体でも多くのご協力をお願いいたします。
署名用紙は <https://sites.google.com/site/jalgcd148/>からもダウンロードできます。